



Title	乾隆中期における「新疆経費局」の成立と新疆統治
Author(s)	明山, 曜子
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2019, 53, p. 29-57
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81481
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

乾隆中期における「新疆経費局」の 成立と新疆統治

明 山 曜 子

キーワード：乾隆年間／新疆財政（協餉）／新疆移民（徙民）／甘肅捐監冒賑案

はじめに

清の対ジュンガル戦は、1755（乾隆20）年以降のジュンガルの内訌への介入を機に最終局面を迎えた。天山山脈北麓のイリ河畔にまで進軍した清は、1759（乾隆24）年、ジュンガルを解体し、その支配下にあった天山山脈南麓のタリム盆地一帯も合わせて平定した。この2つの地域は「新しく開いた疆域」を意味する「新疆」（以下、新疆）と呼ばれ、清の藩部として理藩院の管轄のもと、支配領域に組み込まれることとなった。

新疆成立以降の乾隆年間の新疆に関する研究は、①清の新疆統治政策に主眼を置いた研究¹⁾、②清統治下の新疆社会に主眼を置いた研究²⁾、③周辺諸勢力との「境界」として新疆をとらえた研究³⁾の3つに大別でき、研究も概ねこの順で進展してきた。以下、特に①に関する諸研究の成果と課題を明らかにし、②③についても必要最低限の範囲で論及したい。

当初、ロシアやジュンガルの残存勢力などと直に接する広大な領域を統治する上で、清の中央政府が重視したのが、「辺防」すなわち辺境管理と軍事防衛であった。その一環として徙民政策（政府主導の移民入植政策）が実施された。特に1762（乾隆27）年10月、総統伊犁等處將軍（通称イリ將軍）が配置され⁴⁾、新疆全域を軍政下に置いたことを機に、ジュンガルの故地であるがために大半が焦土と化した天山北路（新疆北部、ジュンガリア）では、軍営形成が本格化し、イリやウルムチに家族同伴の駐防兵を多数移住させる

とともに、現地有力者に世襲の爵位を与えるという、ジャサク制が敷かれた〔羽田1982：80；片岡1991：57-75〕。他方、天山南路（新疆南部、カシュガリア）では、主要なオアシス都市に衙門を設置し、旗人出身の大臣以下の官員と、単身交代制の換防兵を駐在させてはいたが、既存のテュルク系ムスリム社会が存続していたため、ベク官人（現地有力者）にほぼ全面的にムスリム民衆の統治を任せ（ベク制）、清当局は現地社会に極力関与しなかった〔佐口1963：103-192；羽田1982：80-82；小沼2000：20；2016：194〕。なお、漢族の人口が多かった北路のウルムチ・バルクル地域及び早くから清に帰順した南路のハミ・トルファン地域は「新疆東路」として、1759（乾隆24）年以降、民政上は中国内地と同じく州県を設けて、陝甘総督の管理下にあったが、1773（乾隆38）年以降、軍政上ではウルムチ都統の管轄に属するようになった〔羽田1982：74；片岡1991：68〕。以上のように、清の新疆統治機構はその軍事的・地理的・民族的・宗教的諸条件を考慮して、地域ごとにジャサク制・ベク制・州県制が併用されていた。

このような新疆統治において、武力の効率的な維持と現地や周辺との摩擦回避のため、財源面では、現地での徴税額を低めに抑え、内地における地方財政の再分配による補助金である協餉に頼る原則がたてられた〔片岡1991：75；堀1999：16；齊2014：189〕⁵⁾。新疆成立以前より、財源収入の乏しい甘粛省・陝西省などの西北地域の収支は協餉に依存しており、新疆経営においてもそれが踏襲されたと言える。その結果、新疆協餉は甘粛省を經由して新疆各地域の衙門へと転送されることになった〔Millward1998：58；厲1998：56〕。一方で新疆駐屯兵の兵餉については、新疆屯田によっても賄うことが企図された。特に北路では、緑営兵による新疆屯田で、辺防を担う八旗兵を養うという方針が打ち出され、1761（乾隆26）年、駐屯兵への現物支給は、新疆屯田から行うことが決定し、新疆屯田は本格化していった〔華1995：45-50；厲1998：52〕⁶⁾。

以上のように、新疆と内地（China proper）間の人・モノ・情報のやりとりにおいて、「蝶番のような役割を果たしている」〔Perdue2005：314〕甘粛

省や管轄する陝甘総督（一時甘肅総督）は、ジューンガル遠征に引き続き新疆成立当初から、枢要な位置を占めていた。近年、楊軍民[2015]・陳躍[2016]・聶紅萍[2016]のように、陝甘総督の新疆統治における重要性を指摘した研究も出ているが、イリ軍営が整備されていく中で、陝甘総督やその管下の地方衙門が日常的なルーティーンのなかで如何に「新疆統治」を担ったか、統治体制が如何に構築され、変容したか、そしてその際に如何なる具体的な条件・状況に拘束されたか、という問題については、未解明の部分が多い。

そこで本稿では、乾隆中期に甘肅省で創設され、1782（乾隆46）年に廃止されるまで陝甘総督の管轄のもとで存続した「新疆経費局」という機関に着目する。1・2章で、その成立過程とその役割を検討し、3章でその廃止の要因を考察することで、当該機関を清の新疆統治政策の中に位置づけたい。なお引用史料中の〔 〕は筆者の補足、（ ）は筆者の註釈、……は中略を意味する。史料の詳細については後述の史料項目を参照されたい。

第1章：新疆財政と新疆経費局

1. 新疆経費局の成立

清は大量の協餉をジューンガル戦の最前線基地となった甘肅省に解送していたが⁷⁾、新疆が成立すると、戦費に代わって、新疆各衙門の駐劄大臣をはじめ、新疆に配置された文武官や駐屯兵への給料など新疆統治のための恒常的な財源を確保しなければならなかった。

ジューンガル戦終了直後の1760（乾隆25）年、陝甘総督の楊應琚は「削減する綠営兵・八旗兵及びすでに撤去した駅站（「臺站」）」によって節約できる約53万両の銀両と「陝西・甘肅省の漢営・滿営の馬を、毎年3・4月に放牧すること」で節約できる約9万両の銀両との合計で62万両の銀両を節約できることを報告した⁸⁾。こうして節約された陝甘2省の兵餉銀62万両の一部は、1761（乾隆26）年6月、軍機大臣が、

【史料1】イリやヤルカンドの駐劄大臣の養廉銀や官・兵の塩菜銀については〔新疆で〕徴収した錢糧そぜいから支給することだけでは足りず、毎年さらに15・6万両の銀両が必要なので、陝西省・甘肅省が〔自省の兵餉分を〕節約した経費項目から銀両を割りふっています。それでも46・7万両の余裕があります【注8同史料】。

と上奏しているように、新疆各衙門の駐劄大臣への養廉銀（硬直的な俸給体系を補うための手当）や官・兵への塩菜銀の財源の一部として転用されていた。⁹⁾ この半年後においても、「伊犁・回部カシュガリアにいる馬兵3,110名、歩兵11,347名、臺站・卡倫カルン兵2,623名の全部で約17,000名の兵」を賄うために「必要な糧秣約22,800石」については、「すべて〔新疆〕屯田から支給」できている一方、毎年駐劄大臣の養廉銀や官・兵の塩菜銀などの給料として支払うべき銀両（「333,400餘両」）のうち、その約82.5%にあたる銀両（「275,000餘両」）は、「内地」から賄われていた。¹⁰⁾ しかも「全ての〔新疆〕駐劄大臣や官・兵に〔支払う〕毎年必要な養廉銀などの銀両は、以前に比べると増加し」ていく一方であった【注10同史料】。

乾隆30年代に入ると、以上の状況が続くことで陝甘2省自体の財政運営に支障を来してきた。1769（乾隆33）年6月、陝西巡撫の明山は、以下のように陝西省での新疆経費の管理・会計報告方法の変更を請願した。

【史料2】陝西巡撫わたくし臣明山が謹奏す。新疆経費として〔陝西省の予算から〕移算（「撥」）している銀両については、〔新疆専門の〕別の経費項目として会計報告（「另款報銷」）することで、〔新疆各地域の〕需要に応じて支給することを円滑にさせていただきますよう。愚考いたしますに「(a) 「西師凱旋（＝ジューンガル平定）」以後、新疆各城の換防兵への人件費及び、あらゆる先例に照らして〔新疆での〕徭役や任務に関する経費は、以前より〔ジューンガル戦費として〕もともと移算（「原撥」）している軍事費（「軍需銀両」）の中から支出（「動支」）し決算報告すること。」

とあります。今、(b) 陝西布政使勒爾謹が陝西按察使泰勇均と陝西糧道兼駅道代理王太岳と相談して「詳文」によって報告してきましたことは「……(c) もともと〔ジューンガル戦費として〕移算していた「軍需銀兩」は既に使い切ってしまっています。調べましたところ(d) 新疆〔から〕の貢馬や入観してくる「回目」及びその他〔新疆と内地を行き来する際に必要な〕官員の俸給や路銀や〔ジャサクへの〕廩給等の経費項目は、随時必要に応じて提供する必要があります。必ず経費項目を設定し備蓄して、必要な時の用度にせねばなりません。〔そこで〕(e) 陝西省の布政司庫では、乾隆33年の春より、〔陝西省内の〕留支銀兩から銀20万兩を支出し、別に新疆経費の経費項目を作って備蓄し運用いたしますことを請願します。』といった内容でした。臣が調べましたところ、新疆での各業務〔の経費〕として現に支給できる経費項目はございませんでしたので、陝西省の「司道（＝布政使・按察使・道員）」等が請願してまいりましたように、陝西省の留支分から銀20万兩を支出することで、〔新疆各地域の〕需要に応じられるようにすべきです。「軍務（＝ジューンガル平定）」が終了して久しいですが、以前より新疆の各経費はもともと〔陝西省の予算から〕移算していた「軍需銀兩」から支出しておりましたので、本来〔陝西省の〕経費項目として決算報告すべきです。〔しかし〕現在、移算申請をする銀兩を、(f) 依然として戦費を意味する「軍需」の名目で使用しますことは不都合かと存じます。調べましたところ、(g) 甘肅省ではすでに軍需局を新疆経費局に改編しております。今、陝西省も〔甘肅省と〕同様に新疆関連の経費項目を設定し、〔新疆に関する経費を〕一律に処理するように定めるべきです。¹¹⁾

陝西省では、ジューンガル戦¹²⁾から引き続き戦後も、新疆の各衙門に駐在する官員や換防兵の給料・人件費だけでなく、入観するベクやジャサク¹³⁾など新疆・内地間を行き来する人・モノの必要経費も含めた新疆関連の諸経費は、ジューンガル戦費として陝西省の予算から移算していた軍事費（「軍需銀兩」）

から支出しており、陝西省の戦費項目の一部として決算報告がなされていた【史料2(a)(d)(f)】。一方甘肅省の場合、ジューンガル戦費は「軍需局」にて処理されていた【史料2(g)】。軍需局とは、戦役が発生するとその戦役対応の専門機関として、主として対応する省の省都や前線基地となる要所に置かれた臨時機関であり〔順1984：384〕、甘肅省では、省都である蘭州と最前線基地となった肅州に設置されていた〔厲1998：55〕。

以上のように戦争終了以来、乾隆30年代に入っても、新疆関係の経費はジューンガル戦の延長線上に位置付けられ、「軍需銀両」という経費項目名と内実が一致しない状態にあった。しかしついに対ジューンガル戦費として移算されていた銀両が使い果たされた【史料2(c)】。そこで明山は、陝西省財政を掌る布政使の勒爾謹らの提言を受け、恒常的な新疆・内地間の公務にかかる経費の必要性から、新疆関連用の経費項目を創設することを請願している【史料2(b)(d)(g)】。明山の請願に対して、乾隆帝は「戸部で調査熟議した上で上奏せよ（該部議奏）」との判断を下している。なお陝西省における新疆関連用の経費項目の創設を、甘肅省同様、陝西省における新疆経費局の創設とみなすこともできよう。しかし残念ながら、陝西省にも新疆経費局が最終的に設置されたことを明確に示す史料はなく、また乾隆期において「新疆経費局」が確認できる史料は、管見の限り甘肅省に関するものばかりであることから、¹⁴⁾ 実際に陝西省に設置されたか否かは判断しかねる。

では新疆経費局が甘肅省に設置された時期はいつであろうか。明山による陝西省での新疆専用経費項目の創設要請から遡ること5年前の1764（乾隆29）年、陝甘総督衙門が肅州から蘭州へ移された。¹⁵⁾ このとき「経費局」は布政司衙門や按察司衙門、蘭州道衙門などとは別の独立した衙門として総督衙門の東隣に配置されていた。¹⁶⁾ また勒爾謹は陝西省の布政使となる以前「1764（乾隆29）年4月、〔分巡甘肅兵備道から〕経費局に調任され、その任務に就くために甘肅省〔の省都である蘭州〕へ赴い」¹⁷⁾ ているので、遅くとも1764（乾隆29）年4月には、蘭州に「経費局」すなわち「新疆経費局」が新疆統治用の諸経費を扱う専門機関として存在していたことは確かである。

2. 軍需局・奏銷局・新疆経費局

ジュンガル戦終了後の1761（乾隆26）年には、甘肅省では会計報告機関として「奏銷局」¹⁸⁾が肅州と蘭州に設置されている〔厲1998：55〕。前述の通り、ジュンガル戦中、肅州と蘭州には軍事費専門処理機関として軍需局が設置されていた。順〔1984：385〕によれば、戦役が終了すると軍需局は廃止され、元々軍需局が設置されていたところには、報銷局（軍需報銷局などとも）という会計報告機関が設置され戦後処理に当たった。また軍需局も報銷局も、該当する省の総督または巡撫がその最高責任者となり、任務が終了すれば解散した。実際、陝甘総督の楊應琚らは、奏銷局をあくまでも「将来完全に廃止されるべき」¹⁹⁾存在として認識していた。

では甘肅省に設置された奏銷局と新疆経費局との関係は如何なるものか。前述の明山の上奏にあるように、軍需局を改編して新疆経費局ができていることから【史料2(g)】、甘肅省では、①軍需局から奏銷局すなわち新疆経費局という1つの機関に改編された、②軍需局から奏銷局と新疆経費局という2つの機関に分化した、という2通りの変遷が考えうる。①のばあい、新疆経費局はジュンガル戦の戦費に特化した会計報告機関を意味することとなる。だがあくまでも軍需局は戦時対応の機関であり、また1770（乾隆35）年にジュンガル戦の会計報告が最終的に終了する〔順1984：387〕ことや、前節で論及したような恒常的な新疆・内地間の公務にかかる経費【史料2(a)(d)(f)】を運営する役割が新疆経費局には想定されていることに鑑みると、①ではなく②、すなわちジュンガル戦専門の会計報告という臨時的性格を持つ機関（奏銷局）とより恒常的に新疆統治に関わる費用を扱うための機関（新疆経費局）という2つの機関に分化したと考える方が妥当である。

なお軍需局や報銷局（奏銷局）にて総督や巡撫のもとで、臨時に召集された職員が実務²⁰⁾を担当（報銷局の職員は軍需局からの転任）したというのが〔順1984：385〕、甘肅省のばあい、基本的にはその省の財政を掌る布政司の実務を担う胥吏（「書吏」）²¹⁾が担当した。このことは、1766（乾隆30）年より本

格化する清・ビルマ（コンバウン朝）戦争においてなされた、清のビルマ遠征（乾隆32年9月-33年2月）²²⁾の会計処理での以下の対応から窺える。

【史料3】陝甘総督呉達善が乾隆33年8月26日〔1768.10.6〕に受け取りました上諭に「〔雲貴総督代理の〕阿里袞・〔雲南巡撫の〕明德らの上奏に『現在、永昌に報銷局（「局」）を設けて、軍事費の会計報告（「軍需奏銷」）を行っています、その項目は繁雑です。〔しかし〕雲南省（「滇省」）の胥吏（「書吏」）の類は皆、〔会計処理の〕仕事に関しては無能です、甘肅省布政司の胥吏の中から、軍需〔の会計報告〕に通曉する者を4・5名選抜して、一切の支出が過不足なく完全に一致させ、それらを抄録して数冊にまとめることで、正確に報告するために、総督と布政司の署名と捺印（「印信」）を行った密封書（「釘封文書」）を当該の胥吏等に交付して、〔その証書を〕雲南省に携帯させることをお願いいたします』とあった。〔確かに〕甘肅省の胥吏は、長年「西北軍需（＝ジュールンガル遠征）」に伴う会計報告に従事しているため、この手の一切の事務処理に通曉している。もし雲南省〔の報銷局の胥吏として〕調任したならば、雲南省の人間よりも優れた働きをするだろう。〔そこで〕呉達善は〔以上の旨を記した〕諭旨を受け取った後、迅速に〔甘肅省〕布政司の胥吏の中から会計報告に通曉した者を4・5名選抜し、密封書（「檔冊」）を携帯させて雲南省に馳せ参じさせ、〔雲南省〕の総督・巡撫の指揮のもとにあることを許可しなさい。胥吏の雲南省に到着後の一切の生活費は、雲南省で厚遇せよ。²³⁾……」とありました。

以上のように臨時的に高待遇で出向させられるほど甘肅省布政司の胥吏たちが、軍事会計報告に通曉していたことがわかる。おそらく、新疆経費局の実務を担ったのもこうした胥吏たちであったと考えられる。もっとも明德自身、1768（乾隆33）年2月に陝西巡撫から転任する以前、甘肅安西道（乾隆14年9月着任）・甘肅布政使（同20年着任）・甘肅巡撫（同24年1月着任、

25年11月復任）・甘肅布政使（同25年8月着任）と甘肅省の要職を歴任し、ジューンガル戦中戦後の戦後処理に彼自身も関わってきていることから、²⁴⁾甘肅省布政司の胥吏の有能さを知っていたことも一因であろう。²⁵⁾

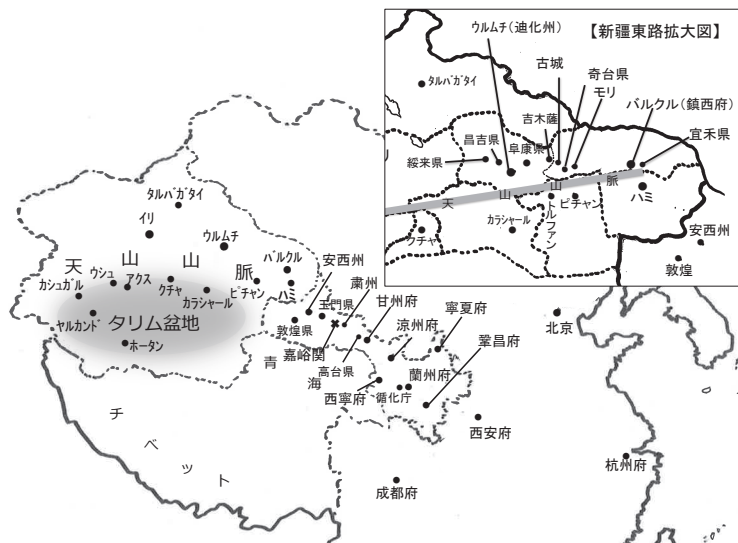
3. 新疆財政と新疆経費局の「司道」

新疆財政に関する予算申請・支給の流れと会計報告の仕組みはともに、1761（乾隆26）年に成立した。まとめると以下のような流れである。

【予算申請・支給の流れ】新疆各衙門（イリ・タルバガタイ・ウルムチ・カシュガル・ヤルカンド・アクス・クチャ・カラシャール・ピチャン・ハミ・バルクル）で作成された予算は、陝甘総督のもとに報告され、陝甘総督と甘肅布政司の調査をへてから、陝甘総督の名で中央へ申請された。その後戸部の審議を経て、皇帝の裁可を得ると、負担すべき新疆協餉額が内地各省へ通達された。そして各省から甘肅省へ解送された新疆協餉は、各衙門の申請額に合わせて転運された [厲 1998 : 55-56 ; Millward 1998 : 58 ; 管 2002 : 108]。

【会計報告（「奏銷」）の流れ】蘭州に駐劄している甘肅巡撫（陝甘総督）²⁶⁾が、新疆各衙門の駐劄大臣のもとへ決算報告原案（底冊）を同級機関間の公文書形式で送付（「咨送」）し、各大臣がその内容を確認したのち、駅站を利用して蘭州に送り、甘肅布政使による調査がなされた上で、最終的に10月までに陝甘総督から中央へ報告された [厲 1998 : 56]。²⁷⁾

以上の新疆と中央の間の財政上のコミュニケーションは、基本的には既存の戸部と各省との文書ルーティーン²⁸⁾を基礎として整備されたといえるが、相違点は、新疆各衙門と中央との間に陝甘総督と甘肅布政司が存在していることである。甘肅における新疆経費は、新疆経費局によって管理・運営されていることを踏まえると、この場合の「甘肅布政司」は「新疆経費局布政司」と読み替えることができよう。実際、陝甘総督は新疆関連の任務を遂行する際、「新疆経費局の『司道』と協議する」ことによって実施していることが、陝甘総督勒爾謹の次の上奏からも窺える。

【地図】 乾隆年間の西北地域²⁹⁾

【史料4】〔陝甘総督臣勒爾謹は〕新疆各地域で毎年必要な絹織物（「綢緞」）について……〔新疆各地からの〕上奏を集約し、乾隆己亥（＝44）年に必要な綢緞について処理していただくための諭旨を請願いたします。私が〔新疆各衙門から〕受け取りました咨文に「〔新疆〕各衙門が以前言明したことに、タルバガタイは綢緞がまだ十分に足りていますので〔新たに追加する〕必要はなく、……〔イリ・ウシュ・ヤルカンド・ホータンの〕4衙門で必要な綢緞・綾紗の合計は3,900疋です。……」とありました。私は新疆経費局の「司道」と共に、以前定められた章程に照らして、各地から工面する綢緞・綾紗を逐一詳細に調査し、……江寧・蘇州・杭州の各織造衙門及び山西・山東省の巡撫に数量が合うように甘肅省へ解送させ〔新疆各地へ〕分送することに備えたいです。³⁰⁾

新疆各衙門が、必要な絹織物を中央へ申請する際、まず陝甘総督の勒爾謹の元に新疆各衙門からの上奏文が集約され、その情報に基づいて、陝甘総督は

新疆経費局の「司道」と協議して、内地各省が負担すべき量を策定し、中央へ報告したことが読み取れる。

換言すれば、新疆と中央の間の財政上のコミュニケーションの間で、新疆各衙門の情報を集約し中央へ報告する責務を有していた陝甘総督のもと、実際に新疆各衙門の必要な銀両・物資項目ごとに在庫額・予算請求額・内地からの実際の支給（協餉）額を記録・運営していたのは、新疆経費局の責任者たる「司道」及び先述の胥吏たちであったのである。なお管見の史料中で判明する6人の経費局「司道」の人名及び歴任した主なポスト（□囲み：経費局在任時）を表したものが【表1】であるが、新疆経費局の布政使・按察使・道員は、甘肅省の「司道」が兼任していることがわかる。

1769（乾隆34）年、甘肅省（内地衙門）から新疆に文書を送る際の規定が定められた結果、布政司・按察司と新疆経費局関係の文書以外、内地衙門の道員・副将より以下の文武官から新疆に文書を送る際には必ず上級機関（総督・巡撫・將軍・副都統・提督・総兵・布政使・按察使）へ公文書を送付する形式（「呈文」）で上司を経由しなければならなくなった。³²⁾逆に言えば、新疆経費局の名で通送される文書は、別段総督らの許可がなくとも送付することが可能であり、新疆経費局の司道は新疆経営上“優遇”されていたのである。

ここで問題となるのが、新疆経費局の具体的な職務であろう。まずこれまでの内容から①銀両（新疆各衙門の文武官や駐留兵へ支払う給料・ベクやジャサクが入観する際の経費など）の会計業務、②物資（絹織物など）の会計業

【表1】経費局「司道」経験者の略歴³¹⁾

人名	歴任した主なポスト（着任年）
畢沅	鞏秦階道（乾隆31年）・ <u>甘肅道（乾隆35年7月）</u> ・陝西按察使（乾隆35年12月）・陝西巡撫（乾隆37年）
顧光旭	甘肅寧夏府知府（乾隆33年）・涼庄道（乾隆35年）・ <u>甘涼兵備道（乾隆37年5月）</u> ・四川按察使（乾隆37年6月）
王廷贊	甘肅県丞・甘肅知県（乾隆21年）・甘肅涇州知州（乾隆35年）・甘肅寧夏道・ <u>甘肅布政使（乾隆42年5月）</u>
陳庭学	<u>蘭州駅伝道（乾隆44年6月時点）</u> ・陝西漢興道（乾隆46年7月革職）
劉光昱	<u>署蘭州道（乾隆44年6月時点）</u> ・西寧道（乾隆46年7月革職）
海寧	雲南糧儲道（乾隆42年11月）・ <u>甘肅按察使（乾隆43年11月）</u>

務、の2点が指摘できる。加えて、③新疆東部の入植・「開発」事業における人的・物的情報の把握、④甘肅省内での裁判（「大案」）案件の処理にも関わっていることが指摘でき、次章では③について検討したい。³³⁾

第2章：新疆経費局と徙民政策

1. 軍事移民

新疆成立に前後して、辺境管理と軍事防衛はもちろん、急増した内地民の生活空間の確保などの観点から、新疆への内地民の入植・屯田「開発」が、軍事駐屯（兵屯）・農業開墾（民屯）・商業活動（商屯）・流刑地（犯屯）など様々な目的で行われるようになった。³⁴⁾内地民による入植・屯田「開発」が滞りなく行われるよう、中央政府は国家事業としてその統制（徙民政策）に務めた。実は新疆経費局が内地民による新疆東部への入植・屯田「開発」を管理する実務機関として機能していたことが諸史料から判明する。

1766（乾隆31）年、陝西省からウルムチへ派遣する屯田兵1,000～2,000名の派遣状況と、彼らを派遣するにあたり、可耕地の有無や軍糧や軍費の有無についての報告を求められた陝甘総督の呉達善の上奏³⁵⁾は、新疆経費局の屯田「開発」に関する具体的な職務が最初に窺えるものである。上奏内容をまとめると次の通りである。①派遣兵のうち計1,000名の兵丁については、前陝甘総督の楊應琚が、すでに甘州提督管轄下の緑営及び涼州・肅州2鎮と嘉峪関以西の安西・靖逆2営から兵丁を選抜し召集し、前（1765）年10月にウルムチへ派遣し終わっている。②①を踏まえて呉達善は、追加で計600名の兵丁を西寧鎮（240名）と寧夏・固原2鎮（各180名）から壮年で健康な者を選抜し肅州に集め、11月より順次いくつかのグループに分け、2回に分けて新疆へ派遣することを提言した。その際、各営からウルムチまでのその道中を遊撃1人・守備1人・把総3人に監督させ、特に肅州から「出口」、つまり嘉峪関を通行する際には遊撃に取り締まらせる。③また呉達善は、ウルムチ駐劄大臣の温福に「〔農具の余裕が〕あるか否か」を予め訊ねて、道

中にあるハミの在庫状況が充分余裕があることを確認し、ハミに立ち寄って派遣兵たちに農具を携帯させることも提言した。

以上の職務について、呉達善は新疆経費局の「司道」と協議するだけでなく、現地指揮官の温福（ウルムチ駐劄大臣）と協議した上で上奏している。すなわち、新疆への軍事移民は、陝甘総督が、新疆経費局の「司道」及び現地の指揮官と相談した上で、管下の陝甘2省から新疆へ派兵する際、①各営から適当な兵丁を選抜し、②一旦肅州へ招集していくつかのグループに分け、③肅州からの道中は監督官（遊撃・守備・把総）を帯同させ、④農具などを与えたのち、現地へ送り届けるといった入植計画のもと実行されていた。

屯田の経営・収穫実績が新疆各地の駐劄大臣の人事評価の指標になっていたこと〔管2002:101〕に鑑みても、政府の方針通り新疆屯田により新疆駐兵・馬の糧秣を賄うことを実現するために、労働源の兵丁らが、途中で逃亡する可能性を排除し、できる限り確実に無駄なく現地に送り届けることは、重要な任務であった。また現地の指揮官と事前に打ち合わせることまた、時間や資金を無駄にしないために必然的なことであったのだろう。

2. 内地民の入植事業

内地民（民人）の新疆への進出は、ジューンガル戦終了直後から始まってはいたが、乾隆30年代になると本格的に増加する。華〔1995:114〕は『高宗実録』（巻847, 1769（乾隆34）年11月戊申〔30日〕条）をあげて、モリ地域（現在の昌吉回族自治州付近）における屯田兵の撤退が、その契機となったと指摘する。この元史料である陝甘総督明山の奏摺³⁶⁾より、この政策の実施に新疆経費局が関与していることが判明する。

1766（乾隆31）年3月、刑部尚書兼陝甘総督代理の舒赫徳は「無業の貧民」³⁷⁾たちをモリ地域に入植させる前に、その受け入れ準備として、安西州・肅州など河西地域の営から兵200名と守備・千総・把総・外委1名ずつ計4名を選抜して現地に派遣し、土地を開墾させ、翌年の春に移送される戸民の種粍や糧食を生産させること、また現地の営兵を徴発して戸民が住むための

家屋を建造することを上奏した³⁸⁾同年10月、モリ屯田事業の基本方針となるバルクル鎮総兵³⁹⁾の徳昌の提言を踏まえて、⁴⁰⁾同年12月、最終的に陝甘総督の呉達善の上奏が裁可された結果、「モリ安戸章程」が定められ、モリへの内地民の入植政策が本格的に実施されるようになった〔斉2014：107〕⁴¹⁾

陝甘総督明山の奏摺からは、おおよそ当初の予定通りに民人（1150戸。うち350戸は乾隆35年に入植予定）の移住・入植が進んでいたことがわかる。一方で明山は、屯田や家屋建造のために駐留している兵丁・職人（匠役）・馬を全て予定通り撤収させてしまうと、「来年新しく移住する戸民の面倒を見る」存在がいなくなることを危惧した。そのため明山は「〔新疆〕経費局の司道とバルクル鎮に共に赴き」現地調査を行った上で、まとめると次のような請願した。①甘肅省の諸州から派遣した屯田兵500名から選抜した100名と家屋建築の任務を帯びていたモリ営兵120名のうち50名の計150名及び、千総・把総・外委1名ずつを留め置き、中吉布庫地域の開墾地約3,000畝（＝約1.84km²）⁴²⁾を以後担当させる。駐留兵150名は、モリ営守備が管理する。②屯田兵100名は沙州營など甘肅西部の出身であるので塩菜銀と口糧を支給するが、当地に屯田があるモリ営兵には、口糧のみを支給することで、経費を削減する。③撤収する兵400名の屯田・農畜（馬もしくは牛）・農具は、引き続き駐屯する兵に分給し、余剰分は新戸民への給付分に転用する。④奇台・東葛根地域の開墾地約7,000畝（＝約4.30km²）は、来（1770）年移住する戸民に給付する。⑤駐留兵に関しては5年の任期が満了したら交代させ、免税期間が終了し移住した戸民から徴税できるようになれば、撤収するか判断する。⑥馬12頭と石磨職人1人は、来年の状況次第で撤収させるか判断する。

乾隆帝から「上奏した通り全て実行せよ。（覽。奏俱悉）」との論旨を下されたこの提言は、1670（乾隆35）年の陝甘総督明山による2つの報告から実際に施行されていると言える。1月の報告から、この年に入植予定の350名も、甘州と肅州から召募され、3つのグループに分かれて護送され、そしてモリ河周辺や奇台などに入植し、モリ安戸章程（「章程」）に基づいて土地や農具を給付されて屯田を開いていること、また人員名簿（「花名冊」）が作成され、

入植地・入植者名などの情報が管理されていたことがわかる。⁴³⁾9月の報告から、「400,000餘畝（＝約245.76km²）を開墾」するなどモリ地域の屯田が順調に発展していることがわかる。また明山は、甘肅道畢沅・駅塩道福川を率いて吉木薩地域に赴き、ウルムチ駐劄大臣徐績等と共に、古城の衙門建設の進捗状況を確認したことも報告している。⁴⁴⁾

その後、明山が立案した当地への入植計画が、1672（乾隆37）年に実施されたこと、涼州府・甘州府・肅州の3府州から招募した400戸（男性・女性・大人・子供合わせて2,430人）を、幾つかのグループに分けて4回にわたって出発させる際には、佐雑や守備等の武官に護送させたことや、また彼らが現在嘉峪関を通過したところであること、さらに現地対応のために同知1名を派遣したことが、新疆経費局の「司道」より上級機関への公文書形式（「詳文」）にて、当時陝甘総督であった文綬の元へ報告された。そして同時にも文綬から欽差ウルムチ提督の巴顔弼へ、戸口の戸主の名（「花名」）を記載した名簿（「清冊」）が同級機関間の公文書形式（「咨文」）で送付されている。⁴⁵⁾

以上の事例より、民人の入植事業における新疆経費局の実務の具体的内容として次の4点が指摘できる。①派遣する人員を招集し、肅州にまず集めること。②人数を把握し戸ごとに名前を記した名簿を作成すること。③幾つかのグループに分けて、順番に出発させて、グループごとに監督官を任命し現地まで護送すること。④現地に到着後、農具や種もみなどをモリ安戸章程（「章程」）に従って支給し、開墾耕作（場合によっては衙門の建設）に従事させること。この仕組みは軍事移民と基本的に変わらないと言える。

3. 新疆への「発遣」

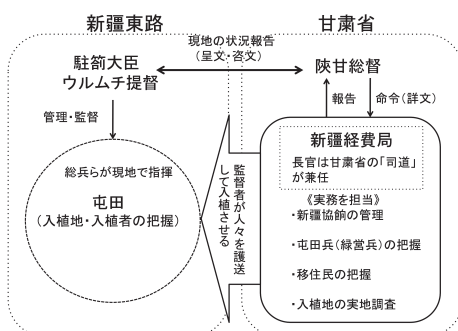
新疆東部への屯田活動の進展に伴い、労働力不足の解消のため、基本的に黒龍江に行われていた「発遣」が、バルクル・ハミ・安西州といった地域に行われるようになった。⁴⁶⁾「発遣」とは、「死罪一等を減ぜられた」重罪人犯が対象となった、清朝の流刑の1つである〔加藤1992：216；華1995：50-56；2014：13-19〕。早くは1758（乾隆23）年より、各省の新疆への遣犯は、一

旦甘肅省に解送され、新疆へと解送されていた [王 1988 : 172]。この段階でバルクルやハミでは既に開墾できる余地はなく、ウルムチ地域などへ差発することを「実際に受け入れを処理していた担当官側」は求めていた [加藤 1992 : 219]⁴⁷⁾。

甘肅省の凶作によって一旦停止されるも、1761 (乾隆 26) に再開後、新疆への発遣は、新疆北部全体に広まった [華 2014 : 17]。しかし 1777 (乾隆 42) 年にもなると、遣犯を入植させる土地不足が新疆でも問題となっていた。例えば宜禾県と安西州では「渠水を引くことができる土地は現地の人が開墾し耕作して」いるため、入植可能な土地としては「アルカリ性の土壌であり砂が浮いている」土地しかなく、ひどい場合、遣犯の生活費は「土着の戸民からの租税」で賄っている状態にあった。⁴⁸⁾そこで陝甘総督の勒爾謹は、このような状況では犯人たちが「以前と同じように再び罪や過ちを繰り返す」ことを危惧し、彼らの生計を安定させるために新疆経費局の「司道」等と審議をした上で、安西州で「民」として復籍した遣犯をウルムチ等の地域に改めて割り振り、「遣犯の例」⁴⁹⁾に照らして新たに屯田に割り振り開墾耕作させることを提言した【注 48 同史料】。この上奏は、大学士の阿桂の賛同を得て皇帝の裁可を得た結果、ハミ地域で飽和状態にあった遣犯は、ウルムチ地域へ改めて送られることになったと想定できる。つまり新疆への「遣犯」もまた、新疆経費局の管下に置かれていたのである。⁵⁰⁾

以上より徙民政策において、新疆経費局は、陝甘総督の管下で、内地民による入植・「開墾」を管理する実務機関としての機能も帯びていたと結論づけられる【図 1】。新疆経費局は甘肅省において新疆財政を掌り、内地からの協餉を一括管理し、現地の財政事

【図 1】 新疆東路への入植政策の流れ



情に精通していたため、それを踏まえて入植管理を担うことができたのだろう。そして陝甘総督とウルムチ駐劄大臣など現地の指揮官は、平行文書のやり取りによって情報を共有したり、作業状況を視察したりすることで、新疆開発の進展状況を監督する立場にあった。

第3章：新疆経費局の廃止

1. ウルムチ都統の設置

新疆北部・東部各地に移住者が増加するに伴って、1773（乾隆38）年には、バルクルに鎮西府（宜禾県・奇台県等を統轄）が、ウルムチに迪化直隸州（昌吉県・綏来県・阜康県等を統轄）が新設されるなど、必要に応じ各地に州県が増設、改設されていった。なおジューンガル平定以来、嘉峪関は長らく「通行許可証を提示した場合のみ開門し原則閉め切られている」状態であったが、この頃になると「嘉峪関外は内地となつて久しいので、〔嘉峪関の〕文武官に命じて、辰の時に開門し酉の時に閉門」することにするなど、嘉峪関以西の安西州は内地同然と見なされるようになりつつあった⁵¹⁾。また同年、新疆東路の八旗兵・緑営兵を統轄するウルムチ都統が設置され、以後ウルムチがハミ以西の新疆東部における政治の中心となっていく⁵²⁾。

このように嘉峪関以西の行政単位が大きく見直された乾隆38年、新疆各大臣から中央政府へ次のような訴えがあった。従前の制度では、新疆各衙門の駐劄大臣からの報告書の内容について戸部が確かめたいことがあれば、陝甘総督を通して新疆各衙門に確認を取らねばならず、しかも陝甘総督衙門のある蘭州と新疆各衙門は場所によっては数千里ほど離れており、往復するには不便である、と〔厲1998：56〕。要は陝甘総督の許可なしで直接文書のやりとりをしたいということである。

しかし見方を変えれば、甘肅省側（陝甘総督・布政司）にとっても、従前の制度は負担が大きいものであった。その一例が、バルクル属の古城における城堡・衙門・兵房の建築工事（乾隆36年7月－乾隆37年9月）⁵³⁾に関する

会計報告のやり直しの一連の流れであり、まとめれば次のようなものとなる。⁵⁴⁾ 1776 (乾隆41) 年4月、中央政府より陝甘総督勒爾謹に会計報告原案 (冊書) のやり直し命令が下った。この時作り直された冊書は、一旦現地の護バルクル道の木和倫等のもとで作成され、甘肅布政使の王亶望の元へ届けられ、彼が確認しそれを示す印が押されたのち、勒爾謹の元へ届けられた。この時なされた訂正とは、乾隆36年に支給された塩菜銀や口糧である白麵は、(予算請求した) 新疆協餉から賄われたものであるから、新疆経費の会計報告で良いが、乾隆37年に支給された塩菜銀や白麵は、バルクルの宜禾縣の倉庫からの支出であり、すなわち現地で生産されたもので賄われている訳であるから、新疆協餉とは分けて宜禾縣の会計報告とすべきであった、ということであった。つまり現地 (新疆) の財源は、内地からの新疆協餉分と現地での徴税分の二種類あり、それらを厳密に分類して別々に冊書を作成し報告しなければならなかったのである。新疆各衙門からの報告書の質を担保する責任を負うことは、陝甘総督にとっても負担であったと想定できる。

こうして、同 (乾隆41) 年、陝甘総督の管下にあった州県制が敷かれた新疆東部のハミ以西の府州県における一切の錢糧に関しては、ウルムチ都統が管轄すべきとされ、翌年より本格的に実行されていった。⁵⁵⁾ ウルムチ都統のもと、鎮西府・迪化州・ハミ庁・ピチャン庁を含む広域を統轄することになったのが、鎮西府 (乾隆38年安西道をハミから改設) から迪化州へと乾隆42年に移設された分巡屯田糧務兵備道 (鎮迪道員1人) であった。⁵⁶⁾

1777 (乾隆42) 年、ウルムチ都統だけでなく、他の新疆各衙門の駐劄大臣も陝甘総督を介さずに、直接戸部へ財政報告できるようになる [厲1998: 56]。これは新疆各衙門だけの意見を聞き入れたのではなく、新疆各衙門と甘肅省双方の思惑が一致した結果とみなしうる。またこれは、陝甘総督が新疆各衙門の会計報告書の質を必ずしも担保しなくても良くなったということであり新疆財政から無関係になったことを意味するのではない。例えば、新疆各衙門と中央が直接財政上のコミュニケーションを取るようになった後も、新疆協餉の解送や、陝甘両省から新疆へ派遣する緑営兵や衙門築造に従事す

る職人など、ハミ以西の新疆東部の屯田経営に関わる人員・物資の供給に関しては、陝甘総督及びその管下の新疆経費局が管理する体制は続いていた。⁵⁷⁾ 現実問題として新疆財政の主たる財源である協餉をはじめ内地からの援助なしでは、新疆統治は立ち行かなくなるため、新疆に必要な銀両数や物資などの情報は引き続き陝甘総督へも伝えられていたと考えられる。

2. 甘肅省二大事件（「回変」と「甘肅捐監冒賑案」）と新疆経費局の廃止

1781（乾隆46）年3月、甘肅省蘭州府循化庁（現：青海省循化県）を中心に動乱（「回変」）が発生し、⁵⁸⁾ この事件の鎮圧過程で布政使から州県レベルの地方官まで幅広く関与する甘肅省の官僚による大汚職（「甘肅捐監冒賑案」）が偶然明らかになった〔張1993：63-70；盧2001：81；Perdue 2005：369-370〕。⁵⁹⁾ 実は、この2つの事件に対応する中で、新疆経費局の廃止が決定され、甘肅省での新疆事務処理に関しては、既存の「章程」を参照して判断し、新疆協餉の支給に関しては、甘肅省の布政司が全て管理すべきとされ、新疆経費局は約15年にわたる活動を終えることになった。⁶⁰⁾

なぜ新疆経費局は廃止されることになったのか。「回変」の鎮圧に当たっていた陝甘総督代理の李侍堯（罷免された勒爾謹の代理）は、この動乱鎮圧の会計報告に先立って「〔新疆〕経費局の司道に命令を下して項目ごとに経費報告書である冊書を作成させて」いる状況であると報告した。⁶¹⁾ 一方でその3ヶ月後には「軍需局を設立すると同時に新疆経費局を廃止すること」を請願している【注60同史料】。この李侍堯の変心の一因として、戦局が進展するにつれ、多岐にわたる軍事費（軍糧・武具・武器や様々なエスニック・グループの従軍兵に対する給料など）を処理しなければならなくなった結果【注61同史料】、軍事費専門の処理機関が必要となったことが指摘できよう。しかしそれだけでは新疆経費局を廃止する理由の説明にはなるまい。ここで着目すべきは大汚職事件との関係である。

ことの発端は、1774（乾隆39）年4月、自然災害（旱魃など）の援助を目的として、甘肅省での「捐監」の実施が中央政府に認可されたことである。「捐監」

とは、一般人民が豆類や麦類（「本色」）を提供することで、国子監の学籍や任官資格を「購入」することだが、実際には使い勝手の良い銀両（「折色」）での捐納が求められた。1772(乾隆37)年5月、当時の陝甘総督文綬によって、ウルムチ鎮迪道管下の肅州・安西州・ハミ以西の新疆東部における「収捐監糧章程」(全8項目)が酌定された

ことを機に、⁶²⁾ 捐監が始まって以来、「捐納糧石」は各州県に設置した「監倉」に備蓄することになった。後に肅州以東の甘肅省内でも、この章程に基づいて、州県官レベルで捐納が許可された。もっともウルムチ鎮迪道以下の州県は、蘭州布政司衙門を通して、捐監生の身分証明書である「監照」（中央で国子監が発行）を領収していることから、⁶³⁾ 新疆東路の捐監にも甘肅布政司は関与していたと言える。ただし、この管理は乾隆42年になると蘭州布政司衙門に代わってウルムチ都統に帰することになる。

汚職が発覚するまでの約7年間で誕生した甘肅省の「収捐監生」の数は、合計で271,538名に上ったが【表2】、戸部には合計で42,108名しか「収捐監生」が誕生していないことになっており、⁶⁴⁾ 実に約15%しか中央へ報告されていない。その残額は地方官によって横領されていたと言える。発覚直後より徹底的な調査が実施され、最終的に陝甘総督であった勒爾謹以下約200名の地方官が関わっていることが判明した。この時、王廷賛・陳庭學・劉光昱といった新疆経費局の「司道」経験者である人物が含まれていることは見逃せない【表3】。ここで注目すべき人物がいる。涼州府知府代理（乾隆40年11月-乾隆41年7月。なお乾隆38年から同41年にかけて甘肅塩茶庁同知）を務めた時、報告書の捏造を行い、21,300両を横領した（「捏結冒銷」）罪に問われた崧柱である。彼の罪状を調べるにつれて、彼の鎮西府知府在任期間（乾隆43年1

【表2】「収捐監生」数と納糧の銀両換算数
(典拠：『選編』第2冊, p.2093.)
毎年冬季（10月－12月）になされる報告に基づく。ただし乾隆46年は6月までの総数。

	収捐監生の数(人)	銀両換算数(両)
乾隆39年	7,455	335,475
乾隆40年	39,012	1,755,540
乾隆41年	63,982	2,879,190
乾隆42年	47,173	2,122,785
乾隆43年	44,861	2,018,745
乾隆44年	35,018	1,598,310
乾隆45年	32,760	1,474,200
乾隆46年	1,277	57,465
合計	271,538	12,241,710

【表3】主な人物の罪状（出典：[屈 1996]）

姓名	官職	任地	原籍	罪状	処罰
勒爾謹	総督	陝甘	旗籍	「折色」の「私収」への失察・横領約7万両	諭令自尽
王亶望	布政使	甘肅	山西臨汾	「私収折色」・横領約100万両	正法(死刑)
王廷賛	布政使	甘肅	奉天寧遠	「私収折色」・横領賑銀	正法
陳庭學	道員	鎮迪	旗籍	横領及び収賄1,000両	発遣新疆
劉光昱	道員	蘭州	河南	冊書の捏造・「捐監」	革職査抄
崧柱	知府	涼州	新疆	横領21,300両	正法
巴彥岱	道員	鎮迪	旗籍	冊書の捏造・収賄1,000両	正法

月-乾隆46年9月)の「収捐監生」の数と納糧石数が一致しないことが判明し、新疆東部の地方官にも汚職の波が及んでいることが明るみになった。⁶⁵⁾ 実際、鎮迪道道員・ハミ庁通判・鎮西府府判・奇台县知県などが罪に問われている[屈 1996]。最終的に、「甘肅捐監冒賑案」は甘肅一省にとどまらず、甘肅省・新疆東部・陝西省で捐監が停止されるなど、西北地域の官僚体系全体に関わる問題となったのである。⁶⁶⁾ 以上より、李侍堯の変心や、乾隆帝や中央政府による新疆経費局廃止の決定の背景には、汚職の温床となり得る甘肅省「司道」の権限が及ぶ機関を廃止する意味があったと推定できよう。

結語

ジュンガル戦後も、陝甘総督が管轄する陝甘2省は、ジュンガル戦費として陝西省の予算から移算された軍事費（「軍需銀両」）を財源として、新疆・内地間の公務にかかる経費の管理・運営を担っていた。しかし時が経つにつれ移算分が枯渇しても、恒常的に新疆経費を管理・運営しなければならない状況は変わらなかった。その結果、遅くとも1764（乾隆29）年4月には、蘭州に置かれた陝甘総督衙門の右隣に、甘肅省財政を掌る布政司から独立した衙門として、甘肅省内で新疆経費を専門に運営する「新疆経費局」が創設された。甘肅省の布政使・按察使・道員が兼任する新疆経費局長官（「司道」）のもと、会計処理に長けた甘肅省布政司の胥吏の中から出向した者が任務に当たった。経費局の具体的な職務として、①銀両（新疆各衙門の文武官や駐留兵へ支払う給料・ベクやジャサクが入観する際の経費など）・物資（絹織

物など)の会計業務, ②新疆東部の入植・「開発」事業における人的・物的情報の把握, ③甘肅省内での裁判(「大案」)案件の処理, が挙げられる。

1773年にウルムチ都統が設置されて以降も, 陝甘総督及びその管轄下の新疆経費局は, 新疆東部の統治に関わり続けていた。しかし1781(乾隆46)年に発生した「回変」及び「甘肅捐監冒賑案」に対応していく中で, 遂に新疆経費局は廃止されたのであった。⁶⁷⁾

以上本稿では, 新疆経費局の成立から廃止に至る過程を検討し, その役割を明らかにした。以下で清の新疆統治の文脈に新疆経費局を位置づけたい。イリ將軍を頂点とする新疆統治機構が完全に整備されていなかった新疆成立当初, 甘肅省・陝西省に加えて新疆東部の広大な領域を管轄しなければならなかった——嘉峪関以西の「内地化」の推進, とも言えるかもしれない——陝甘総督にとって, 特に財政面でそれを可能にする専門機関が, 新疆経費局であった。また甘肅省内には, 史料上「番」「回」等と一括りで表される様々なエスニック・グループが存在しており,⁶⁸⁾ 彼らへの対応も新疆経費局は担っていた。しかし「回変」を機に「甘肅捐監冒賑案」が発覚し, 新疆経費局の「司道」経験者も罪に問われた結果, 甘肅省の官制改革が急務となった。またジュンガル戦以来, 陝甘2省や新疆東路では, 当該の地方官を歴任し督撫司道クラスへ昇進してきた者も多かった。彼らの中には“瘦せて貧しい土地”, “新疆協餉の出納係”などという甘肅省の特徴を悪用して不正を働く者も出てきた。こうして肥大化していた「西北督撫司道集団」ともいうべき彼らの権限の及ぶ範囲をスリム化する一環として, 新疆経費局が廃止されたと考えられよう。またウルムチ都統設置後も, 依然として新疆東路の府州県の統治に関与していた陝甘総督やその管下の地方衙門の権限が見直されたことで, 本格的にウルムチ都統をトップとする新疆東路統治が始まったと言えよう。だが甘肅省内に新疆財政を独立して扱う専門機関がなくなったことで, 次第に甘肅への協餉と新疆への協餉の区分が不明確となることは想像に難くない。新疆へ転送されるはずの協餉が甘肅に留め置かれるなどの事態が次第に発生するようになっていくのである。

[注]

- 1) 清の統治政策の全般については、羽田 [1982]・片岡 [1991]・Fletcher [1978]・Millward [1998]・Perdue [2005], 移住政策については王 [1988; 1990]・斉 [1988ab]・加藤 [1992]の他、華立の一連の研究、財政政策については堀 [1980]・斉 [1987; 2014]・厲 [1998]・Millward [1998]。
- 2) 主な研究として佐口 [1963; 1986; 1995]・堀 [1980]・小沼 [2000; 2007]・華立の一連の研究。
- 3) 主な研究として佐口 [1966]・野田 [2011]・小沼 [2014; 2016]。
- 4) 将軍の下で主要都市に参贊・辦事・協辦・領隊などの大臣が置かれ、諸大臣は駐留兵を指揮して諸都市の防衛に当たった [片岡 1991: 63]。
- 5) 清の財政は、中央が各省の収支情報を把握し、徴税や支出を指示することで運営された。各省で徴収された租税は、中央の指示に基づいて、その省の財源として留め置かれる「留支」、中央の戸部へ送金される「京餉」、 「協餉」とに振り分けられた [岩井 1983: 321; 佐伯 1986: 四 奏銷制度]。雍正 13 年時点で、甘肅省の財政規模は年間でおよそ 1,000 万両を超えており、この年の中央の国庫収入総額にほぼ匹敵する [香坂 2004: 32-60]。
- 6) 新疆全体でみると駐屯兵の数は、八旗兵と緑営兵はほぼ同数であったが、新疆東路では、八旗兵の約 2 倍にものぼる 12,000 名近い緑営兵が駐屯していた [小沼 2000: 20]。緑営兵は陝西・甘肅 2 省から派遣されており、とりわけ甘肅省の各標・営が主要な派遣源であった [羽田 1982: 76; 王 1990; Millward 1998: 77; 小沼 2000: 20; 華 2003: 26]。
- 7) 例えば各省の八旗兵や緑営兵を養うための兵餉は、基本的に各省財政から支出されることが原則であったが [香坂 2004: 38]、ジューンガル戦のような大規模な対外戦争のばあい、一省の省財政で賄うことが不可能であり、甘肅省へは黒字省から莫大な量の協餉が送られてきていた。
- 8) 乾隆 26 年 6 月「庚戌」の条 (『統編』巻 12, p.2679.)。
- 9) 乾隆 26 年の時点で、陝甘 2 省の兵餉分で節約した銀両を、新疆経費を支出する経費項目としていることが別史料 (「節省銀兩歸新疆経費項下、調用支銷」乾隆 46 年 9 月某日の条『上諭檔』第 10 冊, pp.745-746.)からも窺える。
- 10) 乾隆 26 年 12 月丙寅 [2 日]の条 [1761.12.27] (『統編』巻 15, pp.2715-2716.)。
- 11) 乾隆 33 年 6 月 19 日 [1768.8.1]陝西巡撫明山奏 (『奏摺』第 31 輯, pp.85-86.)。
- 12) ジューンガル戦中も、甘肅省へ輸送される大半の軍事物資などは、陝西省を経由して送られていた (「一切軍需多由陝省運甘」乾隆 24 年 9 月 18 日 [1759.11.7] 内閣奉 上諭 (『上諭檔』第 3 冊, p.349.)。

- 13) 清はベグ官人（4品以上）を輪班で北京に入観させて權威と恩賞を併せて示した。入観者は8月中旬には新疆を出発して肅州を經由して12月20日までに入京する定めとなっていた[佐口1963:156-160]。また「廩給」とは、ジャサクをはじめ、来京した外藩の有力者の身分ごとに給付する俸禄である。これに加えて交通費や馬も身分ごとに給付した（『欽定大清會典則例』乾隆29年勅撰，内府刊本（京都大学人文科学研究所蔵本）巻143,6葉.）。
- 14) 「経費局」についての専論はないが、鐘廣起らによる『甘州府志校注』において「経費局，清代省属的管理全省国家經常費用的機構」[鐘・張2008:101, n.9]と説明されている。だが乾隆期に、「経費局」が甘肅省以外に存在していたことを示す史料は管見の限りなく、乾隆期に限れば、単に「経費局」とあったとしても「新疆経費局」を指していると考ええる。
- 15) 乾隆29年2月24日[1761.3.31] 陝甘総督楊應琚奏（『奏摺』第20輯, pp.656-661.）／乾隆29年3月乙卯[28日]の条[1764.4.27]（『高宗実録』巻706, pp.10185-10186.）にも同様の記述あり。この変更の背景には、新疆東部の屯田についても章程が定まっていることや陝甘総督が肅州に駐劄しながら、陝甘2省も管轄する体制に限界がきていることがあった。
- 16) 道光『蘭州府志』巻3「建置志 公署」7葉表。
- 17) 乾隆『甘州府志』巻10「官師 下」(校注本p.288.)。
- 18) 「奏銷」とは、地方官庁の1年間の収支決算を確認することを目的として、各省から中央政府（戸部）へ行われた会計報告である[岩井1983:130]。
- 19) 乾隆26年2月25日[1761.3.31] 陝甘総督楊應琚等奏（[厲1998:55]にて取り上げられている史料。中国第一歴史档案館所蔵のものであり、未出版のもの。[厲1998:55]の原文を参考にした。）【原文】蘭・肅所設奏銷局将来既須裁撤，若照常發局銷算，不惟奏銷絕無截止之期，而設局之費亦未免繁多。（以下略）
- 20) 下部組織として会計項目ごとに兵所・馬所・糧所・軍裝所・經款所が設置され、これらを統括する部署として繕寫磨對所が設置されていた[順1984:385]。
- 21) 地方官庁は「官員」（政府によって任命された高等官）、「衙役」（官庁に付属した雑役夫）そして「胥吏」の3種の勤務員によって構成された。胥吏には定額の俸給はなく、上官から事務を請け負わされる代わりに、その事務手数料を徴収する権利を有した[宮崎1958:1-6]。なお、甘肅省で発生した汚職事件（第3章）で罰せられた布政使の王亶望や王廷贊は、自らの家族親戚・家人だけでなく、「収捐監生」を捐納額に応じて総督衙門及び布政司・按察司内の衙役・胥吏に取り立てていた。（王廷贊の供述『上諭档』第10冊, p.565.）。
- 22) 詳細は[鈴木1981]を参照されたい。
- 23) 乾隆33年8月26日[1768.9.25] 陝甘総督吳達善奏（『上諭档』第5冊, p.473.）。

- 24) 『初編』第 176 卷「疆臣 28」明徳の条(清代伝記叢刊 155, pp.5-16.)。
- 25) 乾隆 37 年 6 月, 甘涼兵備道兼新疆経費局道員であった顧光旭もまた, 当時金川の役に対応するために四川省に転任(「調補」)していた吳達善の要請を受けて, 四川省へ赴任し, 四川省按察使代理・駅塩道を歴任して軍糧統轄の任務に当たっている。乾隆『甘州府志』卷 3「國朝輯畧」(校注本 p.101.)。
- 26) 注 15 と同史料より, 甘肅巡撫のポストは, 乾隆 29 年 2 月に陝甘総督衙門を甘肅省の蘭州へ移したことに伴って削減される。従って乾隆 29 年以降は, 甘肅巡撫ではなく陝甘総督が管轄する。
- 27) 乾隆 26 年 12 月 10 日[1762.1.4]の条(『高宗実録』卷 650, pp.9524-9525.)。
- 28) 各省の布政司は, 1 年間に支出すべき兵餉銀数を年度前に算定して, 総督や巡撫がこれを戸部に, 10 月までにリストとともに予算要求する。また布政司は春秋 2 期に地方銀庫の現存銀額を中央に報告することが義務付けられた。1 月, 戸部はこれに対し, 見込まれる収入のうちから, 協餉京餉を移算(指撥)して, 各省の正額錢糧がすべて中央政府の厳密な管理下におかれた。
- 29) 「清時期」譚其驤主編『中国歴史地図集』第 8 冊, 三聯書店有限公司, 1992, pp.28-29, pp.52-53. 及び乾隆『西域圖志』卷 1 など参照の上, 筆者作成。
- 30) 乾隆 42 年 8 月 20 日[1777.9.21]陝甘総督勒爾謹上奏(『奏摺』第 39 輯, pp.725-726)。江南地域産の絹は, カザフ等との絹馬貿易に欠かせぬ商品であった[林・王 1987]。当時の中央アジア交易に関しては, [佐口 1963; 小沼 2016; 野田 2011]を参照。
- 31) 主な典拠は次の通り。畢沅: 乾隆『甘州府志』卷 3「國朝輯畧」(校注本 pp.98-99.)・『高宗実録』卷 875, 乾隆 35 年 12 月己丑[17 日]の条(p.12513.)・『奏摺』第 48 輯, 乾隆 44 年 6 月 11 日[1779.7.23]陝甘総督代理兼陝西巡撫畢沅奏(pp.115-116.)／顧光旭: 乾隆『甘州府志』卷 3「國朝輯畧」(校注本 p.101.)／王廷贊: 『選編』第 2 冊, pp.1767-1768.／陳庭學: 『選編』第 2 冊, pp.1258-1259.／劉光昱: 『上諭檔』第 10 冊, p.585.／海寧: 『初編』卷 73「疆臣 25」海寧の項(清代伝記叢刊 154, pp.716-724.)。
- 32) 乾隆 34 年 8 月辛未[20 日][1769.9.19]の条(『高宗実録』卷 841, p.11999.)。なお, 軍機大臣が引用する明山の元の奏摺は現存が確認できず。
- 33) 乾隆 43 年に発生した甘肅省蘭州府循化庁に居住する「郎家族番民」が「撒拉回民」を惨殺した事件の処理において, 犯人を審問するなど, 実際に経費局が刑事案件を扱っていることが確認できる。よって経費局は甘肅省内に居住する様々なエスニック・グループに関する案件も扱っていたと考えられる。新疆経費局の司法機関としての役割についての考察は別稿で論じたい。
- 34) 新疆屯田についての主な研究は, 王[1988; 1990; 1993]・載[1985]・斉[1988ab;]

- 2014]・加藤[1992]・華[1987; 1995; 1999; 2003; 2008; 2009; 2014; 2017]。
- 35) 乾隆 31 年 9 月甲戌[7 日][1766.10.10]の条(『高宗実録』巻 768, p.10893.)。
- 36) 乾隆 34 年 11 月 30 日[1769.12.27]陝甘総督明山奏(『徙民史料』pp.18-19.)。
- 37) Perdue[2005: 350]は、入植者には、路銀・衣服・食糧・牛具(牛・種牒・農具など)・農地が支給されるだけでなく、入植後 5 年間は納税の義務が免除されるなど政府から手厚い支援があったため、甘肅省西部の貧しい人々には新疆入植が魅力的であった、と指摘する。
- 38) 乾隆 31 年 3 月己亥[30 日][1766.5.8]の条(『高宗実録』巻 757, 24 葉表裏, p.10778.)。
- 39) 乾隆 29 年、提督衙門がバルクルからウルムチへ移設されたのに伴い、バルクルは総兵の管轄屯田区域となる。嘉慶『三州輯略』巻 2「官制門」(pp.64-67.)。
- 40) 注 35 の史料及び乾隆 31 年 10 月戊申[12 日][1766.11.13]巴里坤総兵德昌奏(『高宗実録』巻 770, pp.10923-10924.)に、德昌の調査に関する記述を確認できる。
- 41) 「章程」成立を示す史料は、乾隆 31 年 12 月 16 日[1767.1.16]陝甘総督吳達善奏(『徙民史料』, pp.15-16.)と『高宗実録』巻 775, 乾隆 31 年 12 月 29 日の条。なお齊[2014: 106-108]は、章程の特徴として①土地登記に基づく徴税基準の策定、②内地にならった社会組織の整備をあげている。
- 42) 「畝」は清代の面積単位の 1 つであり、1 畝 = 614.4m²。詳しくは[アラムス 2009: 67, n.19]を参照されたい。なお、民人に対しては 1 戸あたり約 30 畝を授ける計算となり、「モリ安戸章程」の「1 戸毎に 30 畝を与える」という記述と合致する。
- 43) 乾隆 35 年正月 29 日[1770.2.24]陝甘総督明山奏(『高宗実録』巻 851, p.12177.)。
- 44) 乾隆 35 年 9 月[1770.10.19 ~ 1770.11.16]の条(乾隆『甘州府志』巻 3「國朝輯畧」校注本, p.99.)。
- 45) 乾隆 37 年正月 19 日[1772.2.22]陝甘総督文綬奏(『徙民史料』p.21.)。なお、乾隆 29 年よりウルムチ提督はウルムチ駐劄大臣(ウルムチ都統が設置されるまで、ウルムチには領隊大臣 2 名が置かれていた)の管下に置かれるようになり、乾隆 34 年には「提督即掌駐劄大臣之印」の状態にあった(乾隆『烏魯木齊政略』「武職」p.559.)。
- 46) 新疆遣犯の役務は、齊によれば、耕作(「種地」)、耕作以外の鉱山開採・運搬・土木工事などの作業(「当差」)、そして駐防兵やバクに給して奴とする(「給兵丁為奴」)の 3 種に分類される[齊 1988a; 2014]。この分類は量刑を基準としてなされたものであり、遣犯そのものの分類でないことに注意すべきだとした加藤[1992: 220]の意見を踏まえ、華[2014: 17-21]は、遣犯の処遇上の分別を示したものと捉えた。
- 47) 加藤は、陝甘総督の黃廷桂及び中央から派遣されていた戸部侍郎の阿里衮をさして、「実際に受け入れを処理していた担当官側」とする。ただし、これは 1758 年段階の言及であることを踏まえる必要があるものの、その後、屯田業

務を担当する組織的なものが成立したか否か言及されていない。

- 48) 乾隆 42 年 10 月初 3 日 [1777.11.2] 大学士阿桂等上奏(「徙民史料」pp.27-28.)。
- 49) 「遣犯の例」とは、1766 (乾隆 31) 年以降に行われるようになった、ウルムチを皮切りに、新疆の農業人口を確保するために、一定の刑期を満了した遣犯に土地を与え、入植地の「民」籍に入れる制度[華 2014 : 21]を指していよう。
- 50) 乾隆 42 年 7 月 21 日 [1777.8.23] 陝甘総督勒爾謹奏(『奏摺』第 39 輯, p.452.)でも確認できる。
- 51) 『初編』卷 176「疆臣 28」文綬の項(清代傳記叢刊 155, p.19.)。
- 52) 1772 (乾隆 37) 年にウルムチ参贊大臣が、トルファン、ハミなどの軍政を統轄するために設置されたが、イリから遠く離れ、関係事務が繁煩であることから、翌年にはウルムチ都統へ改められ、イリ將軍の節制下に置かれた [片岡 1991 : 63]。
- 53) 安徽省休寧出身の畢沅は、乾隆 35 年に甘肅道に着任後、経費局を兼任した際、裁判(「大案」)案件・「古城」建設に従事した。乾隆『甘州府志』卷 3「國朝輯畧」(校注本 pp.98-99.)。
- 54) 乾隆 42 年 7 月 21 日 [1777.8.23] 陝甘総督勒爾謹奏(『奏摺』第 39 輯, p.452.)。
- 55) 乾隆 46 年 10 月初 4 日 [1781.11.19] 盛京將軍索諾穆策凌奏(『選編』第 2 冊, pp.1653-1655.)。
- 56) 乾隆『西域圖志』卷 29「官制 1」(11 葉表裏, p.543-544.)。
- 57) 乾隆 44 年 6 月 11 日 [1779.7.23] 陝甘總督代理兼陝西巡撫畢沅上奏(『奏摺』第 48 輯, pp.115-116.)。ピチャン辦事大臣を改め、領隊大臣を新設することに伴いトルファンにおいて新たに満城を建設するために、ウルムチ都統の索諾木策凌(ソナムツェリン)が増員要請。これを受けて畢沅が新疆経費局の「司道」と酌議し、その対処法を提言している。
- 58) スーフィー教団の一つジャフリーヤ派ムスリムの蘇四十三を首領としたサラール(「撒喇」「撒喇回」)を中心とした「反乱」。詳細は中田 [1961]・張 [1993]・黒岩 [1994]・華 [2006]を参照されたい。
- 59) 乾隆 46 年 5 月、「回変」を鎮圧できずにいた陝甘総督勒爾謹にしびれを切らした乾隆帝は、彼を罷免した。このことに焦りを感じた甘肅布政使の王廷贊は銀 4 万両を軍事費として提供することを申し出た。だが乾隆帝は慢性的な赤字財政の甘肅省で、これほどの額を貯蓄できることを不審に思い、「回変」鎮圧と並行してこの件の調査も行った。
- 60) 乾隆 46 年 12 月 17 日 [1782.1.30] 三品頂帶管理陝甘總督李侍堯奏(『奏摺』第 50 輯, pp.279-280.)。同内容の奏摺は『上諭檔』(第 10 輯, p.927.)にもあり。なお「章程」とは特定の 1 つの章程だけをさすのではなく、新疆成立後に定められた各

種の章程を総称していると考ええる。

- 61) 乾隆 46 年 9 月初 7 日 [1781.10.23] 三品頂帶管理陝甘總督李侍堯奏(『奏摺』第 48 輯, pp.686-687.)。
- 62) 『初編』卷 176「疆臣 28」文綬の項(清代傳記叢刊 155, pp.19-20.)。行政単位ごとに捐納すべき「本色」(「小麦・豌豆」など)の糧石数が定まった他、捐納した者には「印結(官印の押された保証書)」が与えられること、捐納された本色が多い場合は、痛まないうちに売って銀両に換えて無駄がないようにすること、「報捐」は「本色」を貯蔵(「交倉」)した上で報告(「具結」)すること、などが主な内容である。なお、捐納の詳細に関しては伍[2011]を参照されたい。
- 63) 乾隆 46 年 10 月初 4 日 [1781.11.19] 盛京將軍索諾穆策凌奏(『選編』第 2 冊, pp.1653-1655.)。
- 64) 乾隆 51 年 2 月初 3 日 [1786.3.3] 軍機大臣奏呈甘省停捐開捐與戸部取捐監銀数比較單片(附件 2: 甘省取捐監生糧價核銀清單)(『選編』第 2 冊, p.2093.)。なお、史料には「取捐監生」の総計人数は「二十七萬二千三十八名」とあるが、各年の人数を合計したものを合計人数として採用した。
- 65) 乾隆 46 年 9 月 28 日 [1781.11.13] 軍機大臣福隆安等奏議(『選編』第 2 冊, pp.1642-1643.)。
- 66) 乾隆 47 年 1 月には、ウルムチ都統の索諾木策凌以下、迪化等州県官の汚職も露見した[方 2004]。
- 67) 1780(乾隆 45)年に政府主導の屯田政策が下火になり[華 1987: 131]、新疆経費局の役割が低下していたことも背景にあろう。
- 68) 司法の面から「回變」を論じた馬[2009]の論及は示唆に富む。氏は、サラール居住地域で使用されていた 2 つの法概念(番例と大清律例)が、事件後、内地の法(大清律例)だけが完全に適用されることになったと同時に、今まで「番」という非漢人集団をさす人間集団の 1 つでしかなかったサラールが、「サラール回民」という 1 つの人間集団として清朝に認知されるようになったと論じた。

[文献一覧]

○史料

『奏摺』: 『宮中檔乾隆朝奏摺』台北: 国立故宫博物院, 1984-1987.

『上諭檔』: 中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』全 18 冊, 北京: 檔案出版社, 1991.

「徙民史料」: 中国第一歴史檔案館「乾隆年間徙民屯墾新疆史料」『歴史檔案』2002-3, 9-31.

- 『高宗実録』：慶桂等奉敕纂輯『大清高宗純皇帝実録』1500 卷，嘉慶 12 (1807) 年→全 30 冊，台北：華文書局，1964.
- 『統編』：傅恒等奉敕纂輯『平定準噶爾方略』統編全 32 卷，乾隆 37 年. →〔漢文本〕4 冊，北京：全国図書館文献縮微複製中心，1990.
- 『選編』：中国第一歴史檔案館編『乾隆朝懲辦貪污檔案選編』全 4 冊，北京：中華書局.
- 『初編』：李桓輯『國朝耆獻類徵初編』全 484 卷→台北：明文書局，1985. (清代傳記叢刊，127 卷-191 卷.)
- 乾隆『甘州府志』：鍾賡起纂修，乾隆 44 (1779) 年刻本の影印本. →『甘州府志校注』：張志純・郭興聖・何成才，甘肅：甘肅文化出版社，2008.
- 乾隆『烏魯木齊政略』：(清)無名撰，乾隆 43 (1778) 年. →北京：新華書店北京發行所『中国西北稀見方志』第 8 冊，1994，収録.
- 乾隆『西域圖志』：傅恒等奉敕纂輯『欽定皇輿西域圖志』52 卷，乾隆 47 (1782) 年→便益書局，1893.
- 嘉慶『三州輯略』：和寧撰，全 9 卷，嘉慶 10 (1805) 年抄本の影印本. →台北：成文出版社，1968. (中国方志叢書，西部地方，第 11 号)
- 道光『蘭州府志』：陳士楨修，涂鴻儀編輯，全 12 卷，道光 13 (1833) 年：蘭州〔出版社不明〕.

○参考文献(日・中文：五十音順，欧文：ABC 順)

- アラムス 2009：「清代内モンゴルにおける農地所有の実態」『内陸アジア史研究』24, 61-82.
- 岩井茂樹 1983：「清代国家財政における中央と地方」『東洋史研究』42-2, 126-154.
- 王希隆 1988：「清代西北的犯屯」『西北民族研究』1988-2, 169-179.
- 王希隆 1990：『清代西北屯田研究』蘭州大学出版社.
- 王希隆 1993：「清代前期天山北路的自耕農經濟」『中国辺疆史地研究』1993-3, 67-74.
- 小沼孝博 2000：「換防兵制導入からみた清朝のカシュガリア支配」『社会文化史学』41, 19-36.
- 小沼孝博 2007：「ベク制度の創設」『内陸アジア史研究』22, 39-59.
- 小沼孝博 2014：『清と中央アジア草原』東京大学出版会.
- 小沼孝博 2016：「中央アジア・オアシスにおける政治権力と隊商交易」『東洋史研究』75-1, 171-204.
- 片岡一忠 1991：『清朝新疆統治研究』雄山閣.
- 加藤直人 1992：「清代新疆の遣犯について」神田信夫先生古稀記念論集編纂委員会編『清朝と東アジア 神田信夫先生古稀記念論集』山川出版社，215-236.

- 華立 1987:「乾隆年間移民出関与清朝前期天山北路農業的發展」『西北史地』4, 119-131.
- 華立 1995:『清代新疆農業開發史』黒龍江教育出版社.
- 華立 1999:「清代の天山南路に進出する内地商民」『地域と社会』2, 123-144.
- 華立 2003:「清代甘肅・陝西回民の新疆進出」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態』風響社, 21-67.
- 華立 2006:「乾隆朝の新疆回民弾圧と新疆への波及」『東アジア研究』45, 79-92.
- 華立 2008:「清代トルファンの内地移民社会」細谷良夫編『清朝史研究の新たな地平』山川出版社, 188-212.
- 華立 2009:「清代イリにおける民人社会の形成とその諸相」窪田順平他編『イリ河流域歴史地理論集』松香堂, 107-139.
- 華立 2014:「清代新疆における発遣について」『東アジア研究』62, 13-19.
- 華立 2017:「清代陝甘地区回民向新疆の遷徙流動」『清史研究』2017-2, 59-72.
- 管守新 2002:『清代新疆軍府制度研究』新疆大学出版社.
- 屈春海 1996:「乾隆朝甘肅冒賑案懲處官員一覽表」『歴史檔案』1996-2, 74-78.
- 黒岩高 1994:「17-18 世紀の甘肅におけるスーフィー教団と回民社会」『イスラム世界』43, 1-26.
- 香坂昌紀 2004:「清朝前期のジュンガル政策とその経済効果」『東北学院大学論集』(歴史学・地理学)37, 1-81.
- 伍躍 2011:『中国の捐納制度と社会』京都大学学術出版会.
- 斉清順 1987:「清代新疆の協餉供应和財政危機」『新疆社会科学』1987-3, 74-85.
- 斉清順 1988a:「新疆遣犯研究」『中国史研究』1988-2, 83-95.
- 斉清順 1988b:「試論清代新疆兵屯的發展和演變」『新疆大学学报』1988-2, 56-63.
- 斉清順 2014:『新疆財政史稿』新疆人民出版社.
- 佐伯富 1986:「清代における奏銷制度」東洋史研究会編『雍正時代の研究』同朋舎, 713-743.
- 佐口透 1963:『18-19 世紀 東トルキスタン社会史研究』吉川弘文館.
- 佐口透 1966:『ロシアとアジア草原』吉川弘文館.
- 佐口透 1986:『新疆民族史研究』吉川弘文館.
- 佐口透 1995:『新疆ムスリム研究』吉川弘文館.
- 順福頼 1984:『乾隆重要戦争之軍需研究』国立故宮博物院.
- 鈴木中正 1981:「清・ビルマ関係」『東南アジア:歴史と文化』10, 1-14.
- 聶紅萍 2016:「從甘肅總督到伊犁將軍」『中国辺疆史地研究』26-2, 49-62.
- 戴良佐 1985:「清代木壘屯田概況」『新疆師範大学学报』(社会科学版) 1985-2, 64-

- 張承志 1993：(梅村坦：訳)『殉教の中国イスラム』亜紀書房。
- 陳躍 2016：「陝甘総督与清代新疆治理」『昆明学院学报』38-4, 5-41.
- 中田吉信 1961：「乾隆帝の回教新派の弾圧について」和田博士古稀記念東洋史論叢編纂委員会編『和田博士古稀記念 東洋史論叢』講談社, 639-647.
- 野田仁 2011：『露清帝国とカザフ＝ハン国』東京大学出版会。
- 羽田明 1982：『中央アジア史研究』臨川書店。
- 馬海雲 2009：「番回還是回番？漢回還是回民？」『青海民族研究』20-2, 1-14.
- 方華玲 2004：「從“虚報”到“冒銷”」『史林』2014-4, 88-94.
- 堀直 1980：「清代回疆の貨幣制度」中嶋敏先生古稀記念事業会記念論集編纂委員会編『中嶋敏先生古稀記念論集』(上巻)汲古書院, 581-602.
- 堀直 1999：「新疆がどうして中国になったのか」『アジア遊学』1, 勉誠出版, 12-23.
- 宮崎市定 1958：「清代の胥吏と幕友」『東洋史研究』16-4, 1-28.
- 楊軍民 2015：「論河西走廊在西北边防体系中的地位」『宝鵬文理学院学报』(社会科学版)35-1, 73-77.
- 林永匡・王熹 1987：「清代江寧織造與新疆的絲綢貿易」『中央民族学院学报』1987-3, 76-78.
- 厲声 1998：「乾隆年間新疆協餉撥解及相關問題」『清史研究』1998-2, 51-65.
- 盧経 2001：「乾隆朝甘肅捐監冒賑衆貪案」『歴史檔案』2003-3, 80-88.
- Fletcher, J. F. 1978: "Ch'ing Inner Asia c. 1800". J. K. Fairbank (ed.), *The Cambridge History of China*, vol. 10, Late Ch'ing, 1800-1911, Cambridge: Cambridge University Press, 35-106.
- Millward, J. A. 1998: *Beyond the Pass, Economy, Ethnicity, and Empire in Qing Central Asia, 1759-1864*, Stanford, California: Stanford University Press.
- Perdue, P. C. 2005: *China Marches West: the Qing Conquest of Central Eurasia*, Cambridge, Massachusetts, London, England: Harvard University Press.

(辰馬育英会甲陽学院中学校)

SUMMARY

The Formation of the Bureau of Xinjiang Expenses (新疆經費局) and the Qing's Government of Xinjiang (新疆) in The Mid-Qianlong Period

Yoko AKEYAMA

After the conquest of the Zunghars by the Qing, its dominion geographically expanded to Xinjiang. This paper examines how the ShaanGan Governor-General (陝甘總督) and the Gansu province's office reconfigured the frontier management during the mid-eighteenth century, especially focusing on a newly-organized governmental agency, the Bureau of Xinjiang Expenses.

By April 1764, The Bureau of Xinjiang Expenses was built next to the office of the ShaanGan Governor-General in Lanzhou. It came under the jurisdiction of the ShaanGan Governor-General, while the office was independent from the Provincial Secretary (布政司). The Provincial Secretary and the Provincial Judge (按察司) of Gansu merely held the additional post of this secretary of the Bureau. The Bureau had various functions. First, in Gansu, it managed the financial supply from China Proper to Xinjiang, *xiexiang* (協餉), on which the administration of Xinjiang almost depended. As Shaanxi and Gansu were located at the midpoint between Xinjiang and the North China, governors and magistrates occupied privileged position in handling huge amount of silver sent from China to its western frontier. Second, the Bureau also administered the land settlement and military colonies in the east Xinjiang. When settlers arrived at Xinjiang, the officials of the Bureau gathered the information about how much land could be cultivated, how many people could be mobilized and so on. Third, the Bureau was also in charge of the court cases in Gansu, where various ethnic groups lived together. Since 1774, Gansu provincial officials from the secretary of the Provincial Secretary to county officials worked fraud, in which they had lined their own pockets without providing relief supplies to those in need. In 1781, their corruption was detected by chance when the Muslim Rebellion (回變) brought out in Gansu. The Bureau was abolished in response to this enormous political scandal. As those who once served as the secretary of the Bureau were involved in this scandal, therefore fiscal management and colonial management in Xinjiang had to be reconfigured again.